

補助金の申請から交付までの流れ

(電気自動車の場合)

1 申請	申請者→埼玉県	令和6年12月16日までに申請してください。
2 審査・交付決定 (申請から約2か月程度)	埼玉県→申請者	審査後に交付の可否について通知します。※1
3 事業着手	申請者	交付決定日以降に着手してください。
4 実績報告	申請者→埼玉県	事業を完了させ、完了後60日以内又は令和7年3月24日のいずれか早い日までに実績報告をして下さい。※2
5 交付額確定	埼玉県→申請者	交付額を確定し、通知します。
6 補助金の交付 (実績報告から約4か月程度)	埼玉県→申請者	補助金を交付します。
7 補助金交付の確認	申請者	指定口座への入金を確認してください。

※1 交付決定される前に、次に掲げる行為(事業着手)のどれか一つでも行ってしまうと、補助金を交付できませんのでご注意ください。

①車両の登録 ②車両の引渡 ③代金の支払完了

※2 事業の完了とは次に掲げる行為をすべて完了させることを指します。

①車両の登録

②車両の引渡

③代金の支払完了又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続の完了

④下取車がある場合は、入庫の完了

⑤太陽光発電設備を新たに設置する場合、当該設備の設置

⑥V2H充放電設備を新たに設置する場合、当該設備の設置